

佐賀県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年四月十六日から平成二十二年五月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前後の別 幅員 メートル 延長 メートル
県道 三瀬神埼線	神崎市脊振町服巻字尾平三八八三番二地先から 神崎市脊振町服巻字葉山六二四八番一地先まで	後 三三・八 六・五 前 三〇・〇 五・二
	神崎市脊振町服巻字久保田 神崎市脊振町服巻字葉山六二四八番一地先まで	後 四六・二 三・六 前 一・三 五・二
県道 佐賀脊振線	神崎市脊振町服巻字久保田 神崎市脊振町服巻字久保田三八三〇番六地先から 神崎市脊振町服巻字久保田三八三六番一地先まで	後 一・三三四・五 一五五・二 前 三三・六 三・八
	神崎市脊振町服巻字大作五 〇六五番一二四地先から 神崎市脊振町服巻字久保田三七六五番一地先まで	後 一・四三八・三 前 四・〇